

新潟マスターズ陸上競技連盟規約

(名称・本部・事務局)

第1条 この会は、新潟マスターズ陸上競技連盟と称し、本部は理事長宅、事務局は副理事長宅に置く

(目的)

第2条 陸上競技を通じて、主として中高年齢の陸上競技の技術向上と健康増進を図ると共に、会員相互の親睦と生きがいを高めることを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 年間を通して練習会及び打合せ会
- (2) 各地陸上競技大会の紹介・参加・主催
- (3) 講習会・実技指導・経験交流
- (4) 日本マスターズ陸上競技連合への加入と業務分担
- (5) 会のニュース発行
- (6) その他、会の目的達成に必要な事項

(会員資格)

第4条 当会は、この目的に賛同する18歳以上の健康な人をもって組織し、会員は第12条で定める年会費を納めることにより会員資格を得るものとする。

(役員)

第5条

1. 本会に次の役員を置く

会長 1名 副会長 若干名 理事長 1名 副理事長 1名 (会が必要とした時)

理事 若干名 監事 若干名

2. 役員は、会のうちから総会で選任する。

3. 役員の外に、理事会の推薦により名誉会長・参与及び顧問を置く事が出来る。

(役員職務等)

第6条

1. 会長は、本会の業務を統括し本会を代表する。副会長は会長を補佐する。

2. 理事長は、総会の決議に基づき業務全般を執行し、副理事長及び理事はそれを補佐する。

3. 監事は、毎年度決算後に監査をする。

(役員任期) 第7条

1. 役員任期は2年とし、再任を防げない。

2. 任期途中で役員に就任した場合の任期は、前任者の残任期期間とする。

(会議)

第8条

1. この会に、総会・理事会を置く。
2. 総会は、毎年2月に会長が招集し、業務・会計・方針・役員選任・規約改定等を審議決定する。決議は、出席者の過半数の賛成によって成立する。
3. 理事会は、必要に応じ会長が召集する。構成は監事を除く役員とする。
4. 理事会は、一般業務の執行、経費の収支等、会に対し一切の責任を負う。

(専門部)

第9条

1. 本会に、次の専門部を置き、監事を除く役員は何れかに属するものとする。
①総務・企画 ②財務 ③競技 ④普及・広報 ⑤特別
2. 各専門部には、所属する部員の互選により部長を置くものとする。

(各専門部の職務)

第10条 各専門部は、次の事項を処理する。

- ①総務・企画 規約の制定及び改正に関する事項
本会の運営に関する事項
栄章に関する事項
- ②財務 連盟の財源に関する事項
- ③競技 競技会の運営・審判の指導・記録の整理等に関する事項
- ④普及・広報 会員の拡大と会員に対する練習会・実技指導等に関する事項
- ⑤特別 スポーツレクリエーション祭の選手派遣等に冠する事項

(財源)

第11条 この会の財源は、会費及び特別会費、事業に伴う収入、寄付金及び地方官庁等からの助成金によってまかなわれるが、その明細は総会で承認を受けなければならない。

(会費)

第12条

1. この会の会費は、年間6,000円とする。
2. 特別会費とは、会長・副会長の申し合わせにより納入されるものをいう。

(会計年度)

第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(付則)

第14条 この規約は、昭和58年5月15日より実施する。

沿革

昭和58年 5月15日 制定
平成12年 2月20日 改定
平成26年 4月01日 改定